

瀬戸市国民保護計画

瀬 戸 市

目次

本編

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の概要	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態、特徴等	15
第1	武力攻撃事態の類型	15
1	着上陸侵攻	15
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃	15
3	弾道ミサイル攻撃	16
4	航空攻撃	16
第2	緊急対処事態の事態例	17
1	攻撃対象施設等による分類	17
2	攻撃手段による分類	17
第3	NBC攻撃の特徴等	18
1	核兵器等	18
2	生物兵器	19
3	化学兵器	19
第2編	平素からの備えや予防	20
第1章	組織・体制の整備等	20
第1	市における組織・体制の整備	20
1	市の各部局における平素の業務	20
2	市職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続体制等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	24

第3章	通信の確保	25
第4章	情報収集・提供等の体制整備	25
1	基本的考え方	25
2	警報等の伝達に必要な準備	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	28
第5章	研修及び訓練	29
1	研修	29
2	訓練	29
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	33
6	生活関連等施設の把握等	33
第3章	物資及び資材の備蓄等	34
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	34
第4章	国民保護に関する啓発	35
1	国民保護措置に関する啓発	35
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35
第3編	武力攻撃事態等への対処	36
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	36
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	38
第2章	市対策本部の設置等	38
1	市対策本部の設置	38
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国・県の対策本部との連携	43
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	44
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6	市の行う応援等	45
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	46

第4章	警報及び避難の指示等	46
第1	警報の伝達等	46
1	警報の内容の伝達等	46
2	警報の内容の伝達方法	47
3	緊急通報の伝達及び通知	48
第2	避難住民の誘導等	49
1	避難の指示の通知・伝達	49
2	避難実施要領の策定	49
3	避難住民の誘導	52
4	事態の類型等に応じた避難に係る留意事項	54
第5章	救援	57
1	救援の実施	57
2	関係機関との連携	57
3	救援の内容	58
第6章	安否情報の収集・提供	59
1	安否情報の収集	59
2	県知事に対する報告	60
3	安否情報の照会に対する回答	60
4	日本赤十字社に対する協力	61
第7章	武力攻撃災害への対処	61
第1	武力攻撃災害への対処	61
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	61
2	武力攻撃災害の兆候の通報	61
第2	応急措置等	62
1	退避の指示	62
2	警戒区域の設定	63
3	応急公用負担等	63
4	消防に関する措置等	65
第3	生活関連等施設における災害への対処等	66
1	生活関連等施設の安全確保	66
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	67
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	67
第8章	被災情報の収集及び報告	70
1	被災情報の収集	70
2	被災情報の報告	70
第9章	保健衛生の確保その他の措置	70
1	保健衛生の確保	70
2	廃棄物の処理	71
第10章	国民生活の安定に関する措置	72
1	生活関連物資等の価格安定	72

2	避難住民等の生活安定等	7 2
3	生活基盤等の確保	7 2
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	7 3
第 4 編	復旧等	7 5
第 1 章	応急の復旧	7 5
1	応急の復旧の実施	7 5
2	県に対する支援要請	7 5
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	7 6
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	7 6
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	7 6
2	損失補償及び損害補償	7 6
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	7 7
第 5 編	緊急対処事態への対処	7 8
1	緊急対処事態	7 8
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	7 8

資料編

資料 1	国民保護計画用語集	1
資料 2	瀬戸市国民保護対策本部及び瀬戸市緊急対処事態対策本部条例	1 1
資料 3	瀬戸市国民保護協議会条例	1 2
資料 4	瀬戸市国民保護協議会運営要綱	1 3
資料 5	瀬戸市国民保護協議会傍聴要綱	1 5
資料 6	瀬戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	1 7
資料 7	瀬戸市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	2 6
資料 8	瀬戸市国民保護協議会委員名簿	3 5

本 編

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性に照らして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、瀬戸市（以下「市」という。）の責務、計画の位置づけ等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛知県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、瀬戸市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、瀬戸市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定により、市国民保護協議会に諮問の上、愛知県知事（以下「県知事」という。）に協議し、瀬戸市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、愛知県（以下「県」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認める

ときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであり、その自主性を尊重する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者及び要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分に配慮するとともに、国民保護措置の内容に応じて、国及び県等から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行う。

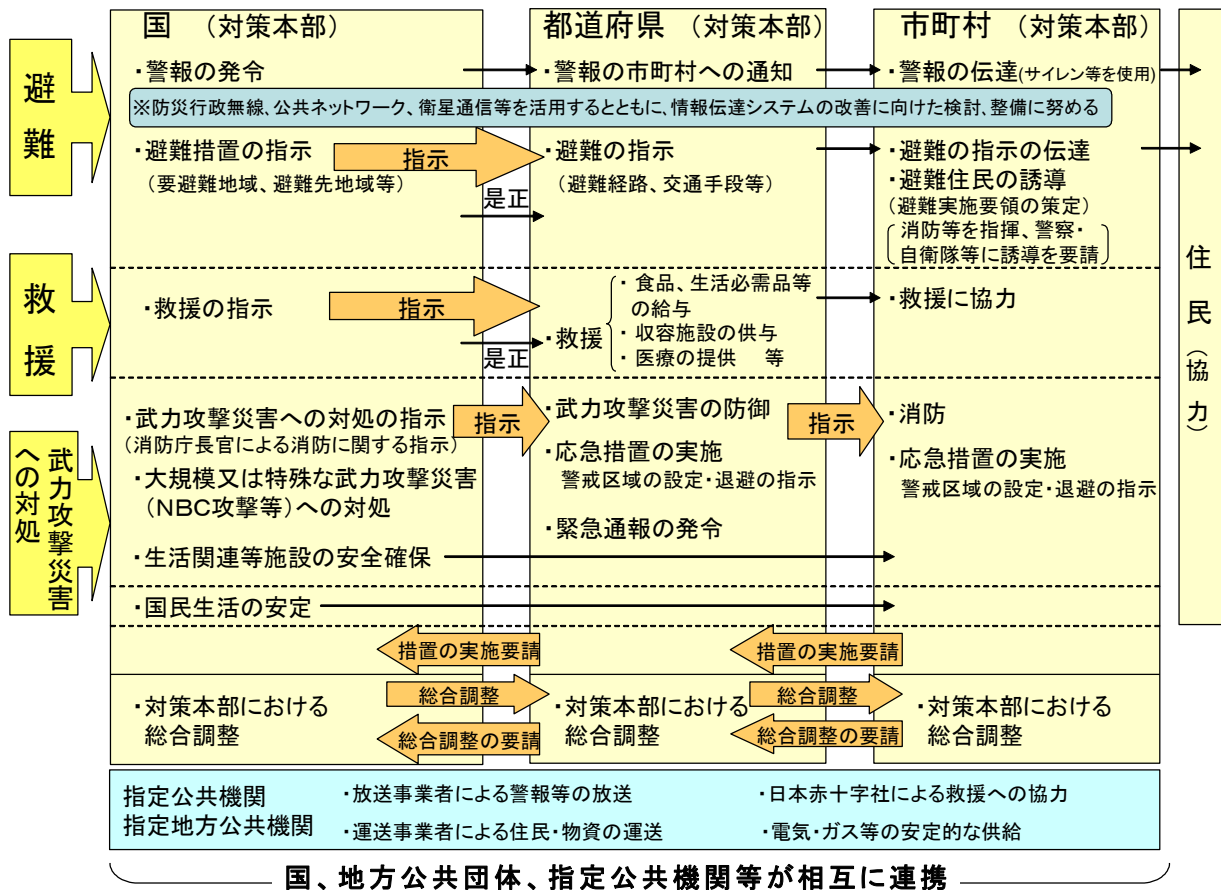
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護措置全体の仕組みを示し、関係機関及び市の役割を把握する。また、国民保護法における市の役割を確認するとともに、市及び関係機関の事務又は業務の概要を示す。

国民保護措置の仕組み



【市の事務】

機関の名称	事務又は業務の概要
市	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県の事務】

機関の名称	事務又は業務の概要
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関の事務】

機関の名称	事務又は業務の概要
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛知労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局 (名古屋事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (中部空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台 (名古屋地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供

第四管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 (東海防衛支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関の事務】

機関の種類	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送。
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記載する。

(1) 地勢

本市は愛知県の北部、名古屋市の北東約20kmの距離にあつて、尾張の東端に位置し、東は豊田市及び岐阜県土岐市に、西は名古屋市及び尾張旭市に、南は豊田市及び長久手市に、北は庄内川を境として春日井市及び岐阜県多治見市にそれぞれ接している。

地形は山地、丘陵地が大部分を占め、平地は極めて少なく、木曾山系に属する三国山(701m)及び猿投山(629m)を中心とする東部の山地は、木曾山脈へと続き、北部は東部に比べて低く、標高200～300mの山地がひかえ、中央部から南部及び西部にかけては標高100～200mの緩やかな丘陵地が続いている。

川は東部の山地を源として丘陵地をぬって、水野川、瀬戸川、矢田川(山口川)となつて西に向かい、庄内川に合流し伊勢湾に流れ、これらの川によって帯状に沖積平野がつくられている。

【瀬戸市の位置】



【瀬戸市の地図】

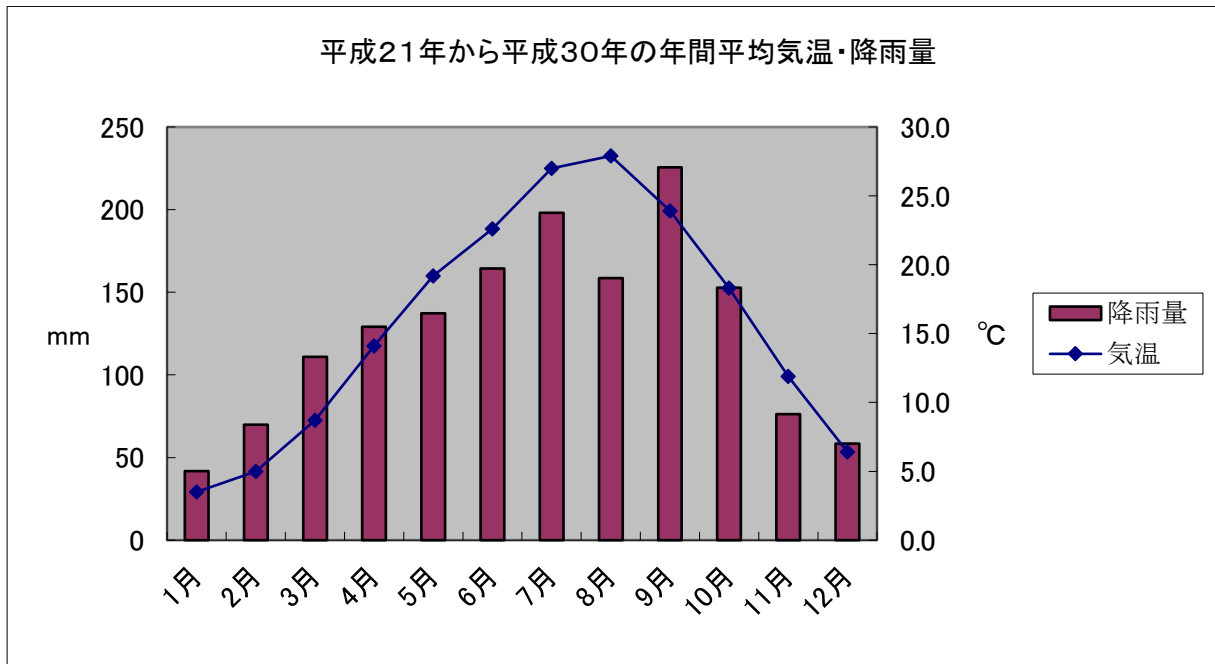


(2) 気候

本市の気候は、太平洋岸気候区に属し、夏は南風が吹いて、平均気温が30度近くになり、湿度の高い蒸し暑い日が多く、雨も多い。一方、冬は北西の季節風が吹き、雨が少なくなる。

降雨量は、6～7月の梅雨、8～10月の台風の時が多い。一方、冬は極めて少ない。

(月別平均気温、降雨量等のグラフ)



(3) 人口分布

本市の令和元年10月1日現在の総人口は129,496人で、前年を160人(0.1%)下回っている。また、全市の年少人口、生産人口は減少傾向で、老年人口は増加傾向にあり、特に、深川、古瀬戸、萩山台、八幡台、品野連区は65歳以上の老年人口が40%を超えている。

この1年間の出生者数は816人で前年から25人増加し、死亡者数は1,318人で前年から71人減少している。出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は502人の減となっている。また、この1年間の転入者数と転出者数の差にその他の増減を加減した社会増減は342人の増となっている。

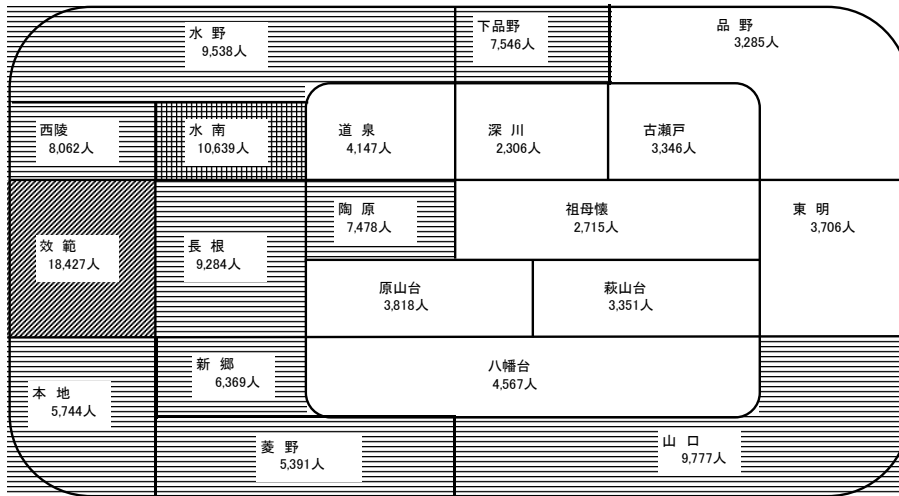
連区別にみると、自然増減、社会増減及び市内転居の全てにおいて増加した連区は東明、山口の2連区で、反対に全てにおいて減少した連区は、深川、水南、水野、西陵、原山台、萩山台、八幡台、品野の8連区となっている。市域の西側に人口が集中する一方で、東側は人口が非常に少なく、特に北東部の東明、品野連区の人口密度が低くなっている。

連区別人口 (令和元年10月1日現在)

[単位：人]

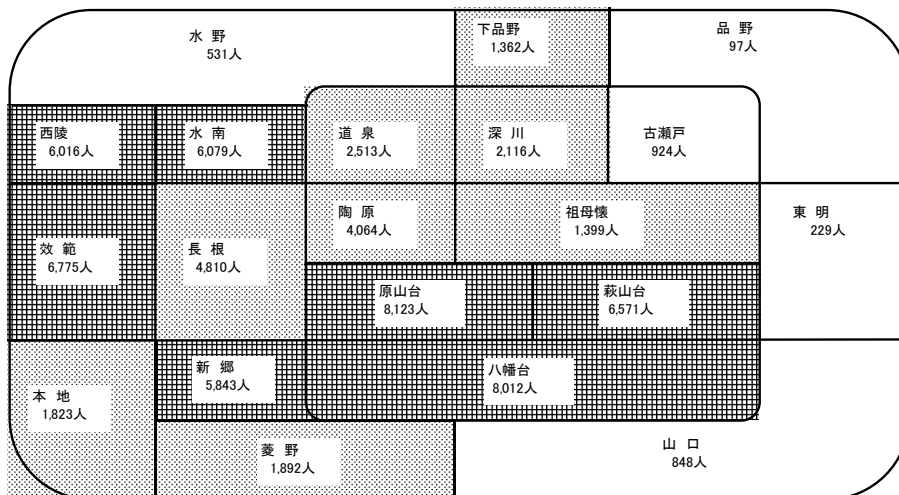
連区名	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1		
				増減	対前年比(%)
道 泉	4,097	4,064	4,147	83	102.0
深 川	2,360	2,366	2,306	△ 60	97.5
古瀬戸	3,446	3,365	3,346	△ 19	99.4
東 明	3,369	3,483	3,706	223	106.4
祖母懐	2,829	2,771	2,715	△ 56	98.0
陶 原	7,580	7,540	7,478	△ 62	99.2
長 根	9,258	9,281	9,284	3	100.0
效 範	18,480	18,414	18,427	13	100.1
水 南	10,805	10,696	10,639	△ 57	99.5
水 野	9,571	9,555	9,538	△ 17	99.8
西 陵	8,228	8,102	8,062	△ 40	99.5
原山台	4,085	3,907	3,818	△ 89	97.7
萩山台	3,532	3,452	3,351	△ 101	97.1
八幡台	4,775	4,695	4,567	△ 128	97.3
品 野	3,456	3,348	3,285	△ 63	98.1
下品野	7,537	7,557	7,546	△ 11	99.9
山 口	9,328	9,539	9,777	238	102.5
本 地	5,739	5,729	5,744	15	100.3
菱 野	5,326	5,368	5,391	23	100.4
新 郷	6,410	6,424	6,369	△ 55	99.1
合 計	130,211	129,656	129,496	△ 160	99.9

連区別人口の展開図（単位：人、令和元年10月1日現在）



凡例	
	15,000人以上
	10,000～15,000人未満
	5,000～10,000人未満
	5,000人未満

連区別人口密度（単位：人/km²、令和元年10月1日現在）



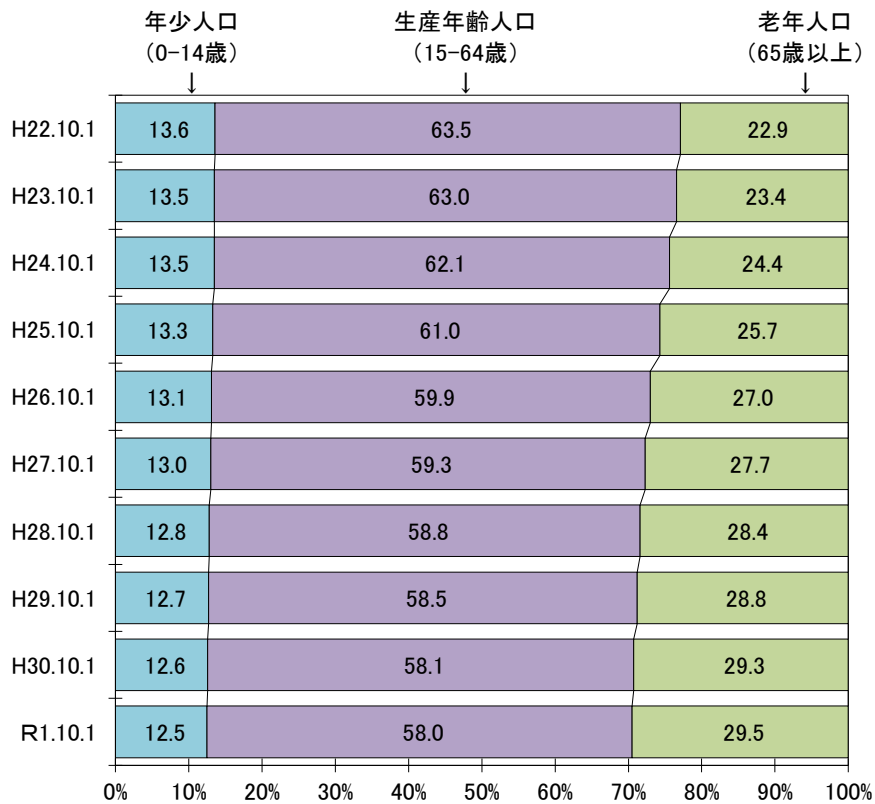
瀬戸市の人口密度：1,162人/km²

凡例	
	10,000人/km ² 以上
	5,000～10,000人/km ² 未満
	1,000～5,000人/km ² 未満
	1,000人/km ² 未満

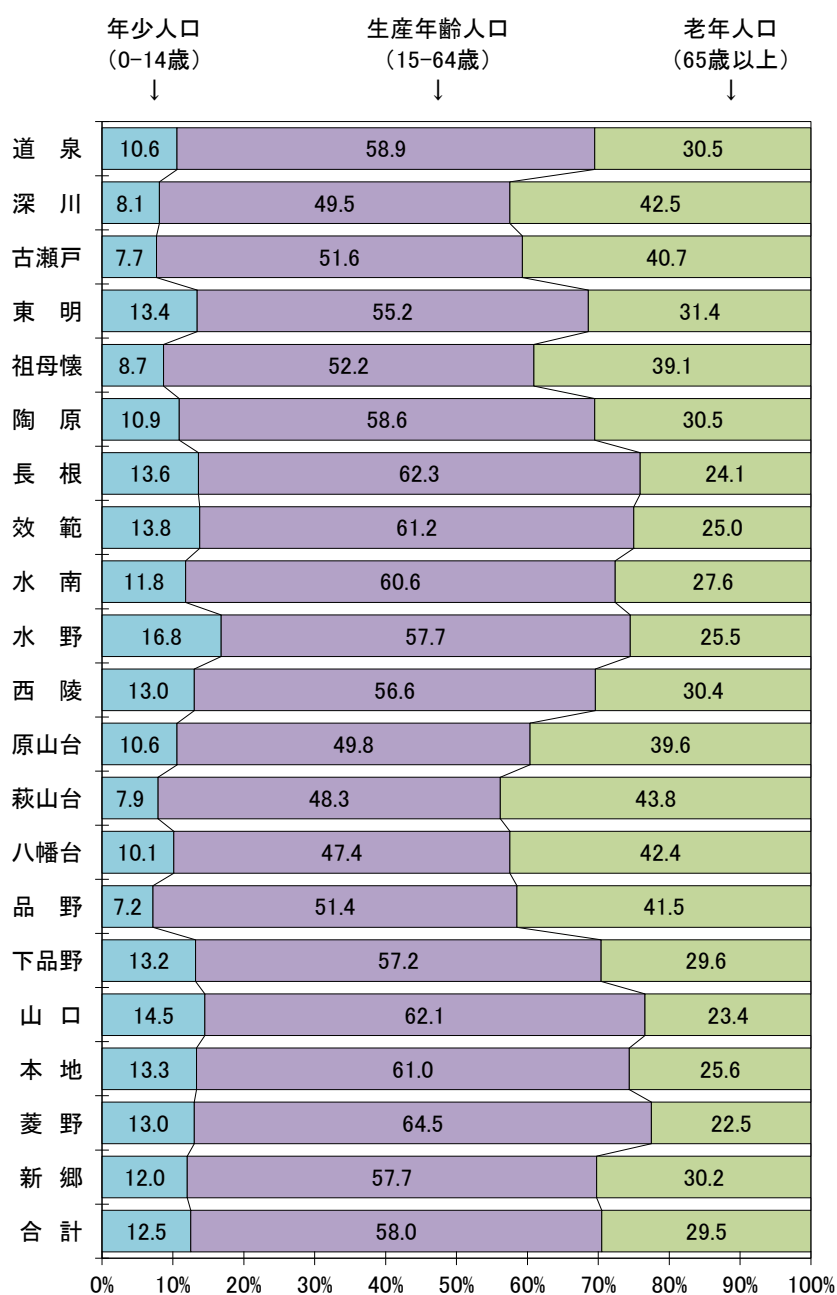
年齢(3区分)別人口推移 (令和元年10月1日現在)

[単位:人]

区分	年少人口 (0-14歳)	生産人口 (15-64歳)	老年人口 (65歳以上)	総人口	構成比(%)		
					年少人口	生産人口	老年人口
H22.10.1	18,125	84,702	30,623	133,450	13.6	63.5	22.9
H23.10.1	18,021	83,917	31,198	133,136	13.5	63.0	23.4
H24.10.1	17,863	82,428	32,432	132,723	13.5	62.1	24.4
H25.10.1	17,532	80,497	33,946	131,975	13.3	61.0	25.7
H26.10.1	17,262	78,752	35,441	131,455	13.1	59.9	27.0
H27.10.1	16,991	77,589	36,303	130,883	13.0	59.3	27.7
H28.10.1	16,760	76,752	37,004	130,516	12.8	58.8	28.4
H29.10.1	16,558	76,112	37,541	130,211	12.7	58.5	28.8
H30.10.1	16,332	75,372	37,952	129,656	12.6	58.1	29.3
R1.10.1	16,177	75,132	38,187	129,496	12.5	58.0	29.5



連区別・年齢(3区分)別構成比 (令和元年10月1日現在)



* 構成比の合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

(4) 道路の位置等

道路は、国道155号・248号が瀬戸市南端付近のリニモ八草駅交差点（豊田市）から東本町交差点まで北進しており、ここまでは重複区間となっている。東本町交差点から分岐し、国道155号は春日井市の高蔵寺方面へ、国道248号は岐阜県多治見市方面へと延びている。国道363号は、瀬戸市小坂町（尾張旭市東端境）から市内中央部を抜け、東本町交差点から品野交番前交差点まで国道248号と重複区間となっている。品野交番前交差点から東に延びて東海環状自動車道せと品野インターチェンジ、瀬戸市白岩町、片草町を抜けて、岐阜県土岐市へと延びている。

主要地方道は、名古屋瀬戸線が国道363号と平行して瀬戸市中心部から名古屋方面へ延びており、都市部に直結している。瀬戸大府東海線は、市内中央部から南に長久手市、日進市方面へ延びている。瀬戸設楽線は市内と東海環状自動車道せと赤津インターチェンジを結んでいる。

(5) 鉄道、バスの路線等

鉄道については、名鉄瀬戸線が東西に走り、瀬戸市の中心部から名古屋市の栄まで延びており、市内には、尾張瀬戸駅、瀬戸市役所前駅、新瀬戸駅、水野駅の4駅が設けられ、尾張瀬戸駅から栄町駅間は約30分で結ばれている。

また、愛知環状鉄道が市の北西部から南部にかけて、ほぼ南北に走り、JR高蔵寺駅から市内の中水野駅、瀬戸市駅、瀬戸口駅、山口駅の4駅を経由し、JR岡崎駅に結ばれている。

路線バスについては、瀬戸市駅と尾張瀬戸駅をベースに市北部及び市南部で名鉄バスが運行しているほか、市北部の一部地域で東濃鉄道が運行している。

その他、生活交通を担う路線として市内の主要経路でコミュニティバスが運行されている。

(6) 原子力発電所の立地

本市には原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれない。

浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）から瀬戸市境までは概ね111km、敦賀原子力発電所（福井県敦賀市）から瀬戸市境までは概ね108kmである。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態、特徴等

市国民保護計画は、県国民保護計画により武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

なお、基本指針において想定されている、武力攻撃事態の4類型及び緊急対処事態の事態例並びにNBC攻撃の特徴等について記載する。

第1 武力攻撃事態の類型

1 着上陸侵攻

(1) 特徴

ア 一般的に、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用小型船舶等の接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機の離着陸可能な空港を有する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

エ 主な災害として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によ

ては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

(2) 留意点

ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市長は、県、県警察、自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長の退避の指示等、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

3 弾道ミサイル攻撃

(1) 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。

(2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

4 航空攻撃

(1) 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。

ウ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2 緊急処理事態の事態例

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
 - a 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - b 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- (ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- (エ) ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものになる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- (ア) 放射性物質等
 - a ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

- b ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
 - c 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
 - (イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃
 - a 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
 - b 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
 - (ウ) 化学剤による攻撃
 - 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
- (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ア 事態例
 - (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - (イ) 弾道ミサイル等の飛来
 - イ 被害の概要
 - (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
 - (イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
 - (ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 NBC攻撃の特徴等

1 核兵器等

- (1) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性下降物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性下降物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性下降物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
- (2) 放射性下降物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性下降物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性下降物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚

染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

- (3) ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

2 生物兵器

- (1) 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- (2) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器

- (1) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- (2) 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部署における平素の業務

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ各部署においてその準備に必要な業務を別に定め、実施するものとする。

国民保護に関する業務の総括、各部署間の調整等については、市長直轄組織危機管理課が行うものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び消防署との連携を図りつつ当直等により、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

	体制	参集基準
①	担当課体制	国民保護担当課（危機管理課）職員が参集
②	緊急事態連絡室体制	原則として、瀬戸市地域防災計画の非常配備基準に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③	市国民保護対策本部体制	全ての職員が参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
※1 事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合		①
	相当数の職員での対応が必要な場合(多数の人を殺傷する事案が発生した場合等)		②
事態認定後	市国民保護対策本部 設置の通知がない場 合	情報収集等の対応が必要な場合	①
		相当数の職員での対応が必要な場 合(多数の人を殺傷する事案が発生 した場合等)	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※1 「事態認定」とは政府による我が国に対する外部からの武力攻撃事態等の認定をいう。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行する等の連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、瀬戸市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	第1順位	第2順位	第3順位
市対策本部長（市長）	副市長	教育長	※2参照

※2 市対策本部長の代替職員（第3順位）については、瀬戸市長の職務を代理する職員を定める規則（昭和54年瀬戸市規則第17号）によるものとする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、瀬戸市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について別に定める。

- ア 要員の確保
- イ 食料、資機材の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、

消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団は避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を別に定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続体制等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するものとし、あらかじめ手続項目ごとに担当部局を別に定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

対 象	項 目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物質の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

※上表において、「法」とは国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、瀬戸市文書取扱規程（平成13年訓令第4号）の定めるところにより、適切に保存する。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

- (1) 防災のための連携体制の活用
市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。
- (2) 関係機関の計画との整合性の確保
市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
- (3) 関係機関相互の意思疎通
市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

- (1) 県の連絡先の把握等
市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に変更を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。
- (2) 県との情報共有
警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。
- (3) 市国民保護計画の県への協議
市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と、市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。
- (4) 県警察等との連携
市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察等と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関等との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、公立陶生病院、社団法人瀬戸旭医師会、瀬戸歯科医師会、瀬戸旭長久手薬剤師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための支援に努める。

- (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援
市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

- (1) 非常通信体制の整備
市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、関係機関との連携に十分配慮する。
- (2) 非常通信体制の確保
市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知、伝達されるよう緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備について定める。

1 基本的考え方

- (1) 情報収集・提供のための体制の整備
市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、停電等に備えて非常用電源の確保を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。また、非常通信設備の障害発生時における補修体制の整備を図る。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・国民に情報を提供するに当たっては、広報車両、市ホームページ等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の整備に努める。

- (3) 県警察との連携
市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。
- (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知
国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。
- (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。
- (6) 民間事業者からの協力の確保
市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

- (1) 安否情報システムの利用
市長は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報（下記参照）の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるように必要な体制の整備を図る。
【収集・報告すべき安否情報】
安否情報省令第1条に規定する様式第1号（安否情報収集様式（避難住民・負傷住民））及び様式第2号（安否情報収集様式（死亡住民））による。
- (2) 安否情報の種類及び報告様式
市長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県知事に報告する。
- (3) 安否情報収集のための体制整備
市長は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を別に定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市長は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(5) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力

市長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集が円滑に行われるよう、あらかじめ意思疎通を図るよう努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市長は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 瀬 戸 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 瀬戸市〇〇町△番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市長は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の形態については、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う訓練とする。

具体的には、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに実

際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、訓練の普及啓発に資するよう努め、また、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の避難計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関し、平素から行っておくべき基礎的資料の収集、避難実施要領のパターンの作成、運送事業者の輸送力・輸送施設、生活関連等施設の把握等について定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の例】

- ア 住宅地図
(人口分布、世帯数)
- イ 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ウ 輸送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- エ 避難施設のリスト
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- カ 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- キ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- ク 自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ケ 消防機関、消防団のリスト

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

市は、高齢者、障害者等の災害時要配慮者に対し配慮するとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、地域住民、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するなどの避難対策を講じる。

また、避難誘導時においては、福祉関係部局を中心とした「福祉班(災害時要配慮者支援担当)」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要であることから、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位で集団となり避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、高齢者、障害者等の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合を想定して、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア 輸送力に関する情報

- (ア) 保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- (イ) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

- (ア) 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- (イ) 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- (ウ) 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水地	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律)	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄等

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材、市が管理する施設及び設備の整備、点検等について定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備、点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国民保護措置等の重要性並びに赤十字標章及び特殊標章の使用の意義の啓発について、国及び県が行う広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体による啓発活動に協力するとともに、市国民保護計画の周知を図る。

また、障害者や外国人に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、国及び県に協力して武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型等に応じて、避難に当たって住民が留意すべき事項等について住民に周知をするよう努める。

また、市は、武力攻撃災害及び緊急対処事態の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知をするよう努める。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の徴候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

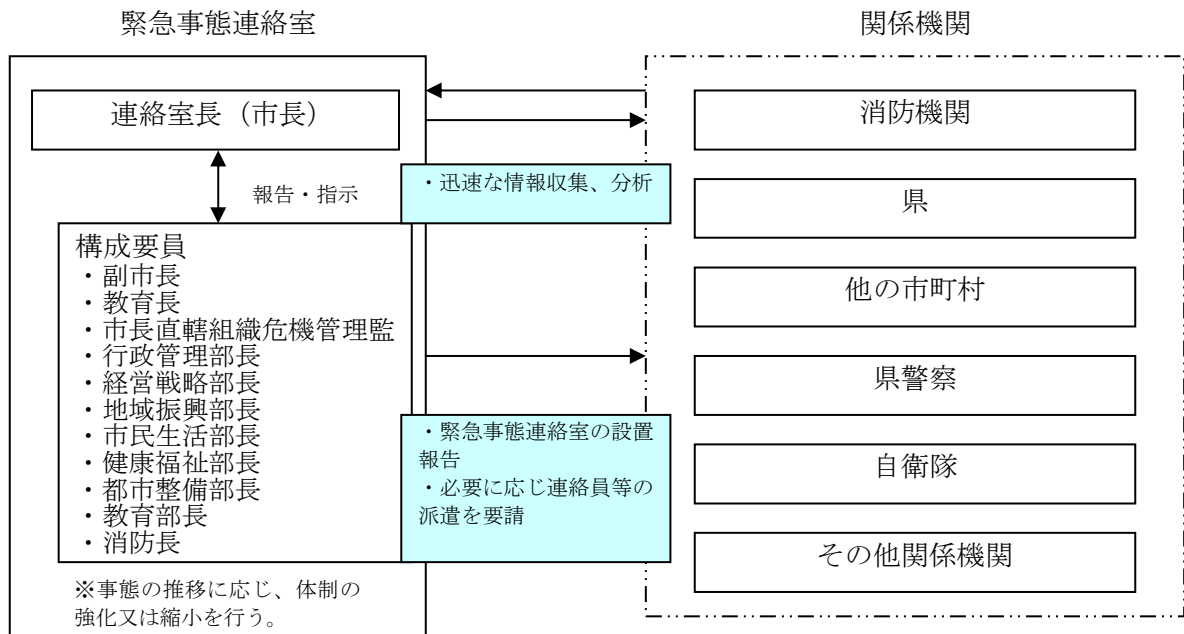
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に照らして、市の初動体制について定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、連絡室長及び市対策本部員のうち、事案発生時の対処に必要な要員で構成する。

【市緊急事態連絡室の構成】



イ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、消防機関との緊密な連絡体制を保持するものとする。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

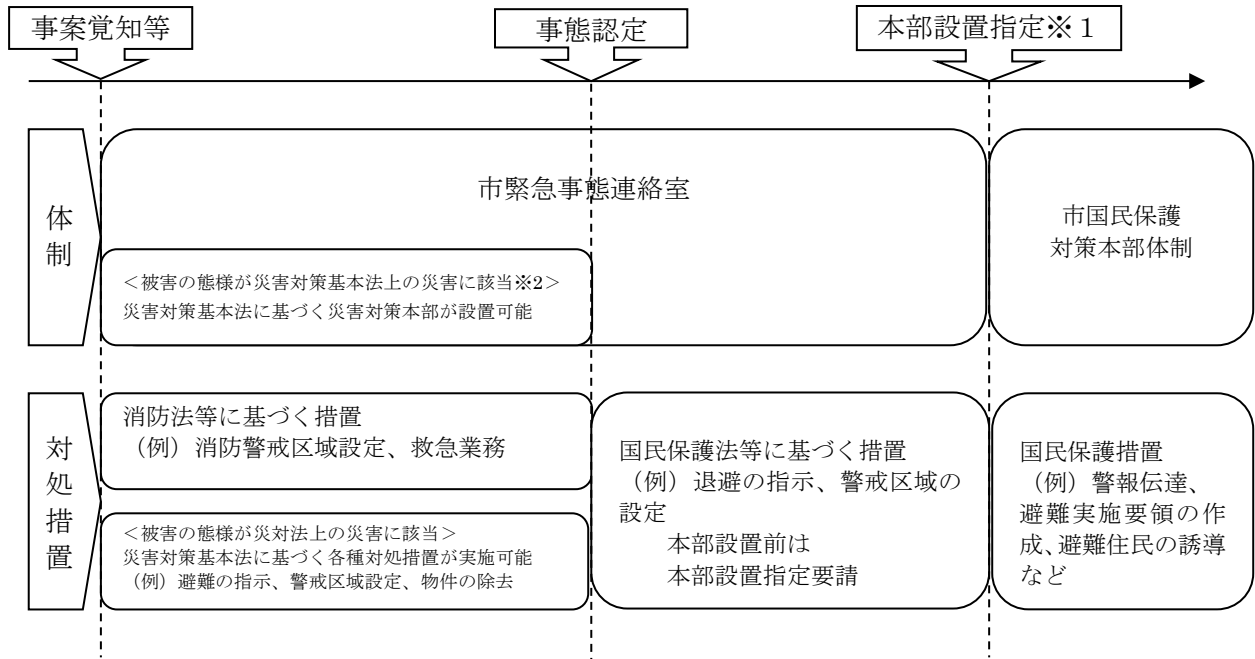
(4) 市対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合の手順

ア 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対

策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちに、市議会、市の他の関係機関等にその旨を連絡する。（事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）

イ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災非常連絡組織表等に基づき、電話や電子メール等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

ウ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎4階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

エ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を消防本部庁舎とする。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を当該市に行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織及び会議

ア 市対策本部は、国民保護法及び瀬戸市国民保護対策本部及び瀬戸市緊急対処事態対策本部条例に基づき、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、各部局、各班等の編成は別に定める。

【市対策本部の組織】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	消防長、市職員のうち市長が任命する者

イ 市対策本部の会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、本部長は、必要に応じて市対策本部の会議を開催する。なお、本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民

に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

ア 広報班の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報班を設置し、広報責任者を置くものとする。

イ 様々な広報手段を活用した体制の整備

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置

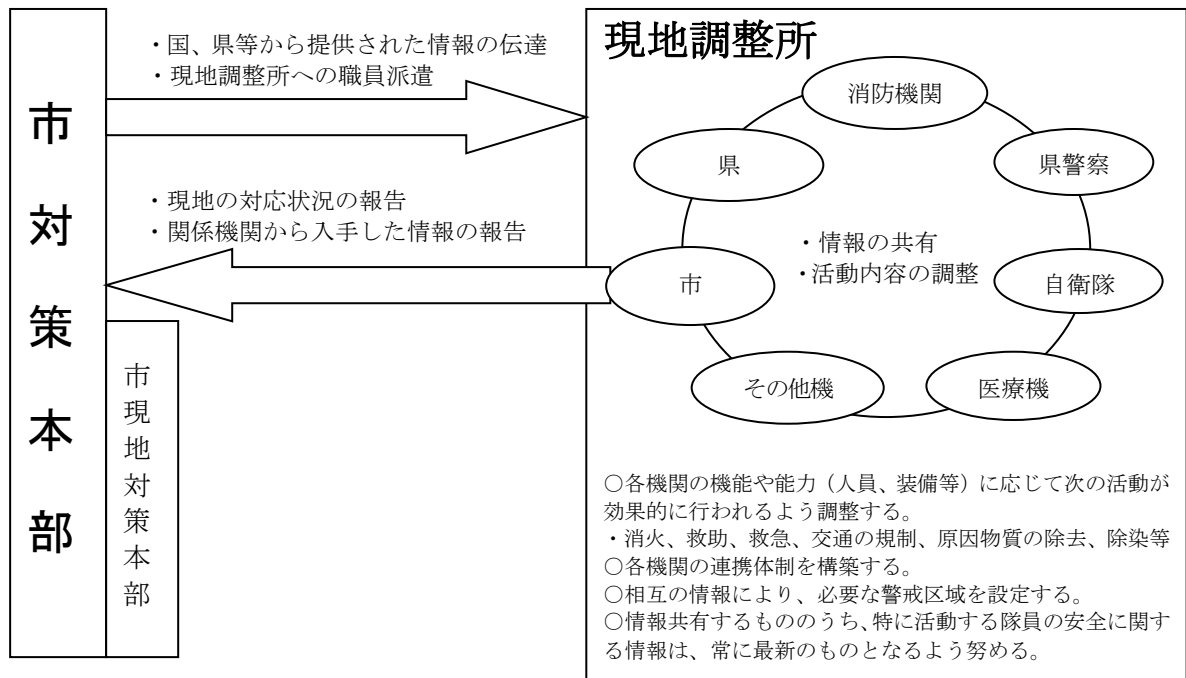
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する（例えば、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う。）。
- イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することとし、現場の活動上の便宜から最も適した場所に設置する（一定の施設や場所をあらかじめ設定しない。）。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで連携の強化を図る。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。
- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置する。ただし、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることとする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、国、県との連携、関係機関への要請等について定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県知事等への措置要請

市長その他市の執行機関（以下「市長等」という。）は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長等は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市長等は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長等は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長又は市の協議会委員である自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県知事等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、市長は、速やかにその旨を市議会に報告するとともに、市は上記事項を公示し、県知事に届け出る。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市長等は、(1)の要請を行うときは県知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を受けた場合、市長は、速やかにその旨を市議会に報告するとともに、市は所定の事項を公示し、県知事に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援
市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、

避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等について定める。

1 警報の内容の伝達等

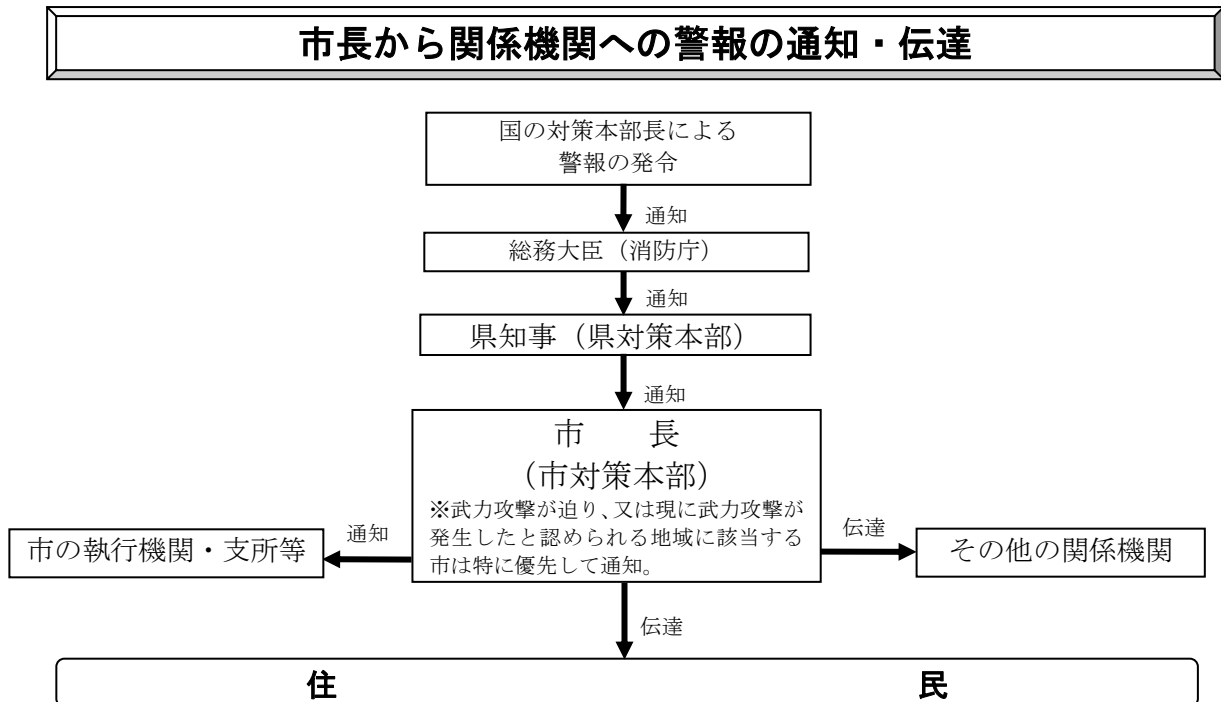
(1) 警報の内容の伝達

市長は、県知事から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、支所、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.seto.aichi.jp>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
- (ア) 原則として、サイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市の広報設備（車両を含む。）を使用すること等により警報が発令された事実等を広く周知する。
- (イ) 市長は、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。
- (ウ) 放送事業者との災害時の協定により、警報が発令された旨の報道を依頼する。
- (エ) 上記のほか、電子メール、電話、市のホームページ等できる限り多くの伝達手段を活用し、迅速な警報の伝達に努める。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- (ア) 原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- (イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- (2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること

などにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行なうなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、福祉部局を中心として、正しい情報が避難行動要支援者に迅速に伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

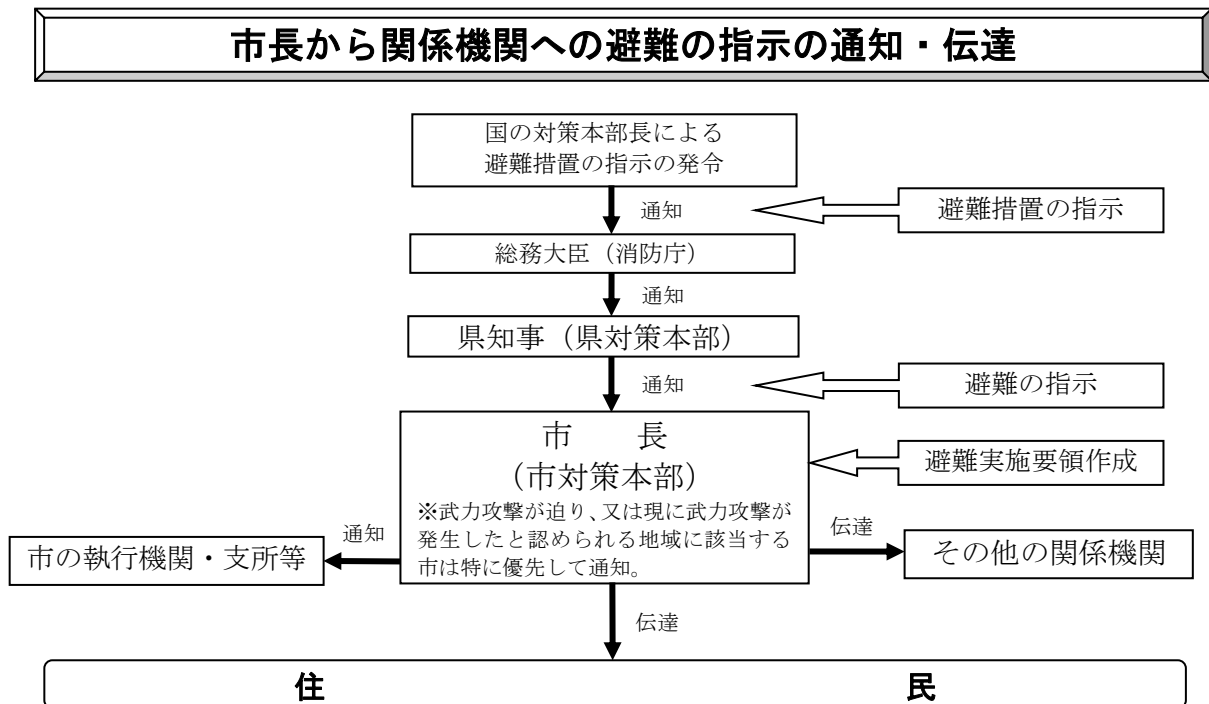
第2 避難住民の誘導等

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなるが、住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を円滑に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を、高齢者、障害者等の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分配慮し作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、ただちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める法定事項

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ 避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領に定める基準項目

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(4) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、上記(3)の基準項目を記載することが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、上記(2)の法定事項を箇条書きするなど避難実施要領が簡潔な内容のものもありうる。

(5) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (福祉班 (災害時要配慮者支援担当) の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・

- 自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(6) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

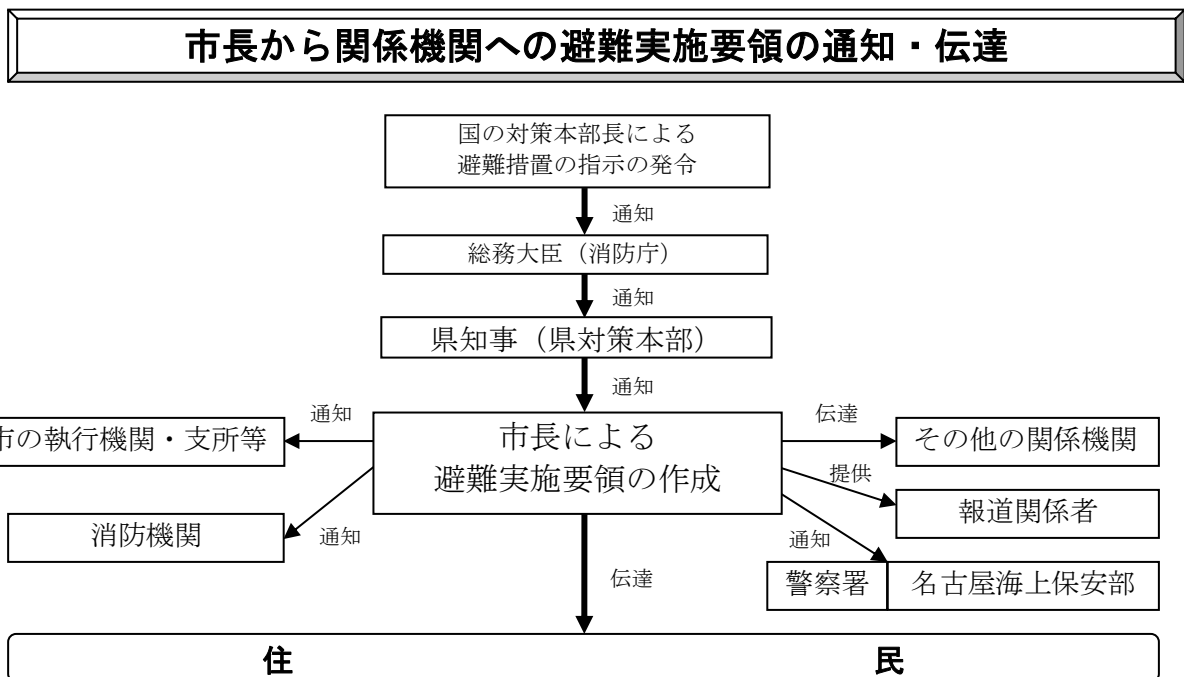
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(7) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領の周知徹底及び避難に資する情報提供に努め、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を着用・携行させ、毅然とした態度での活動を徹底する。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難住民を誘導している市職員並びに消防吏員及び消防団員は、避難に伴う混雑等による危険な事態の発生を未然に防止するため、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、必要な警告又は指示をする。市長の要請等により避難住民を誘導している警察官又は自衛官についても、必要な警告又は指示をすることができる。

また、これらの警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合で特に必要があると認めるときは、警察官は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他物件の除去その他必要な措置を講ずることができるが、警察官がその場にはいない場合に限り、避難住民を誘導している消防吏員がその職務に当たる。

(3) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者を車両で運送する等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難区域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認められるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官又

は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、福祉班（災害時要配慮者支援担当）を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- (11) 通行禁止措置の周知
道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。
- (12) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難
大規模集客施設や旅客運送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。
- (13) 県に対する要請等
市長は、避難誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。
その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
市長は、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- (14) 避難住民又は緊急物資の運送の求め等
市長は、避難住民又は緊急物資の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民又は緊急物資の運送を求める。また、運送を求める場合には、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。
- (15) 避難住民の復帰のための措置
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

4 事態の類型等に応じた避難に係る留意事項

- (1) 着上陸侵攻の場合
大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。
このため、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、状況の推移に伴う応急的かつ柔軟な対応が必要となる。

ア 国の対策本部長による避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は警報

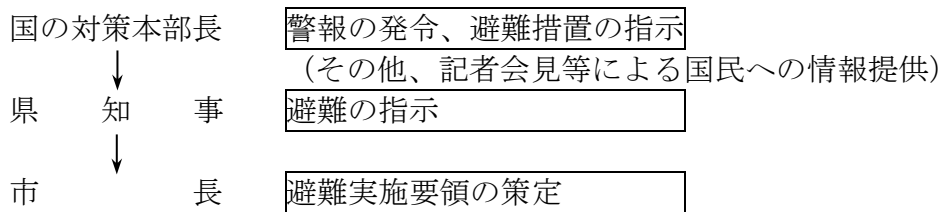
と同時に屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

(ア) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の徴候を事前に把握した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標先を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、住民は、警報と同時に屋内に避難することが基本である。

また、航空攻撃の場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の措置が基本である。

(5) NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難誘導においては、国・県の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえ、避難誘導を行う者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講じ、風下方向を避けて避難誘導を行う。

第5章 救援

県知事から避難住民及び被災者の救援に関する事務の一部を市長が行うこととされた際の、救援の実施、関係機関との連携等について定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長が、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物

資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

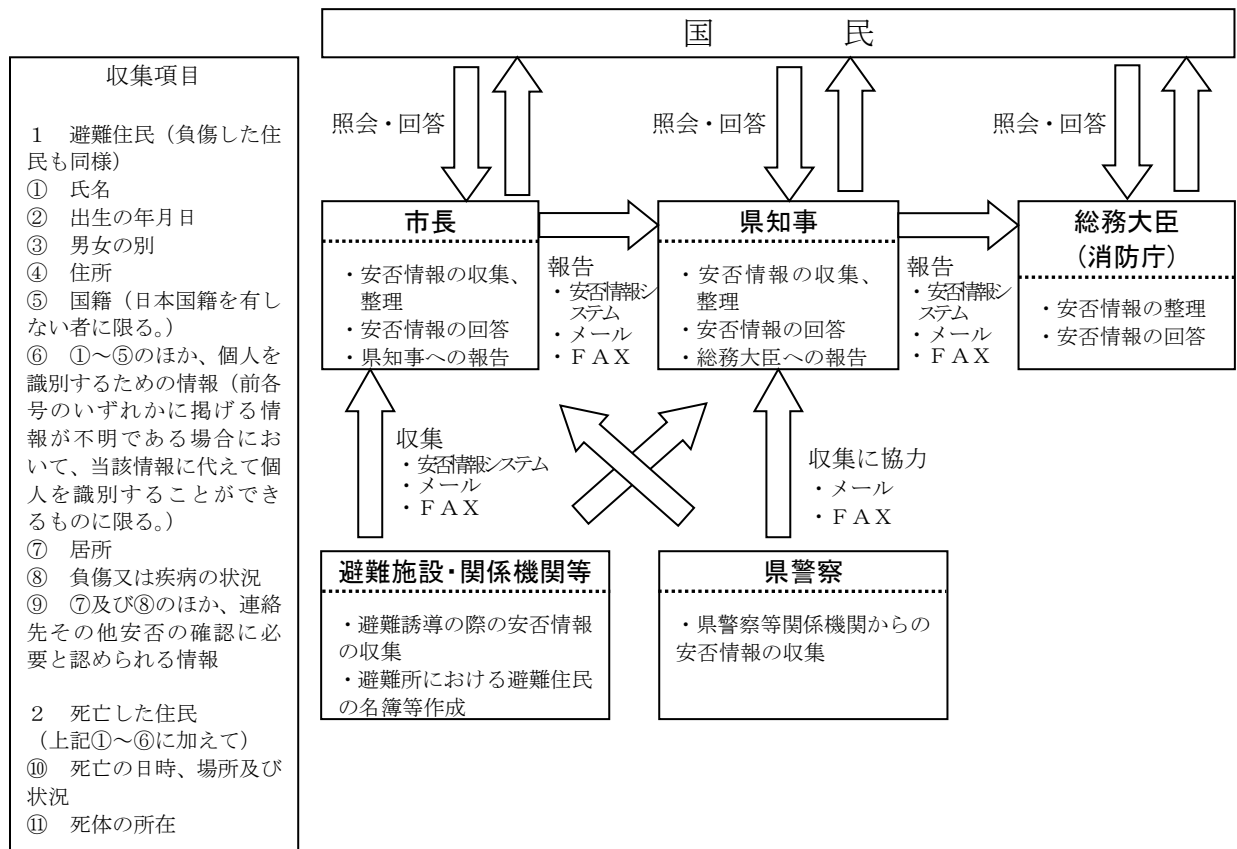
市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃事態における特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答等について定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、小・中学校、公民館等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、

当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県知事に対する報告

市長は、県知事への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市長は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を様式第5号により回答する。

この場合において、回答に当たっては、これらの項目の内、必要最小限の情報の回答に止める。

ウ 市長は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であるため、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な考え方等について定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物

の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、その旨を県知事に通知する。

第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施等について定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ア 市長は、退避の指示を行ったときは、市の広報設備（車両を含む。）を使用すること等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- イ 市長は、県知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市は、市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域から退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、県知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の实情に即した活動を行う。

(3) 相互応援協定等に基づく消防の応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出場可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリ

アージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、前ア項の際、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市が被災地以外の場合、市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処について定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長等は、その管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長等は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合は、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 措置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)イの措置の(ア)から(ウ)を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置等について定める。

(1) 武力攻撃原子力災害への対処

近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は原則として市地域防災計画（風水害対策計画第3編第7章の放射性物質及び原子力災害応急対策）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) N B C 攻撃による災害への対処

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(3) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合、又はN B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県知事に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5) 汚染原因に応じた対応

市は、武力攻撃原子力災害、又はN B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服等の資機材を調達した上で着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び消毒等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 市長の権限

ア 市長は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、

措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

イ 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(7) 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害が発生した場合、又はNBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

武力攻撃災害が発生した際には、被災情報の迅速な収集が重要であり、また、その情報については県知事への報告が義務付けられているため、被災情報の収集及び報告について定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、保健師等の保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する

者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月）等を踏まえつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等において、国民保護措置として実施しなければならないとされる、水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税等（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの特殊標章等の適切な交付及び管理について定める。

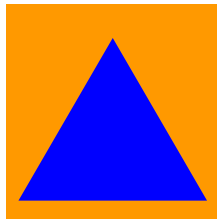
※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



（オレンジ色地に
青の正三角形）

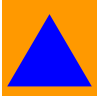
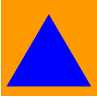
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

身分証明書のひな型
(日本工業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

	瀬戸市長 (瀬戸市消防長)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions</p>		
瀬戸市登録番号		
g 瀬戸市登録番号		
瀬戸市登録番号		
h 瀬戸市登録番号		
o 瀬戸市登録番号		
onal to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防長所轄の消防職員を除く。）
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う消防長所轄の消防職員
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときの応急の復旧について定める。

1 応急の復旧の実施

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、その被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、多ルート化した通信回線を活用するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(4) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときの復旧について定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、市の要請を受けて以下の国民保護措置の実施に必要な援助について協力

をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

国民保護計画用語集

アルファベット

E ○e-ラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育。

○Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）

内閣官房が整備を進めている、行政専用回線であり総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムである。

J ○J - ALERT（全国瞬時警報システム）

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線やFMラジオ等を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムである。

L ○LGWAN

「Local Government Wide Area Network」の略。

地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークで、国の府省内ネットワークとも接続している。

N ○NBC攻撃

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃。（核：Nuclear、生物：Biological、化学：Chemical）。

あ 行

あ ○安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。

揮発性の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくを低減するための防護剤であり、安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺への放射線影響を低減することが可能。

○安否情報

避難住民及び武力攻撃災害等により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。

い ○インフラ

インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

お ○応急公用負担

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。

○応急復旧

一時的な補修や修繕のことを言い、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させること。

か 行

か ○化学剤

化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによっては人体に害を及ぼすもの。(サリン・VX ガス等)

○化学兵器

人工的に生成された化学物質(ガスに限定されない)により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。

- ・神経剤系・・・サリン、VX ガス等

呼吸器又は皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたす。

- ・^{びらん} 糜爛系・・・マスタード・ガス、ルイサイト

目、皮膚、呼吸器に作用し細胞組織表面に障害を与え糜爛させる。致死性は低い
が火傷の様な障害は治療に時間がかかり、また被害者及び被害者以外の心理的ダメージが大きい。

- ・血液剤系・・・シアン系(青酸)等

呼吸することによって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害する。作用が極めて早く、致死性は高いが、皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。

- ・窒息剤系・・・ホスゲン・ガス等

主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死する。

○核兵器

核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含める場合もある。

○火災警戒区域

ガス、危険物の漏えい等により火災が発生するおそれが著しく大きく、また、爆発の危険等で人命や財産に大きな損害を与えると認められる区域。(まだ火災が発生していない場合)

き ○危険物質等

引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質。

○基本指針

政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護のための措置に関してあらかじめ定めた基本的な指針で、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。

○救援

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置。

○救護班

医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの。

○緊急消防援助隊

国内における全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊のことで、被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の出動要請により出動し、現地で部隊編成がなされた後、災害活動を行うもの。

○緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

○緊急対処事態対策本部

緊急対処事態において、国から県を通じて市緊急対処事態対策本部を設置すべき通知を受けて設置する。

○緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針。

○緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

○緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報。

○緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。

く ○国の対策本部

事態対策本部の略。

対処基本方針が定められたときに、国が対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣を長として設置する。

○国の対策本部長

事態対策本部長の略。

内閣総理大臣をもって充てる。

け ○警戒区域

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うこと

ができる区域。

○警察官職務執行法

警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持なら並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とした法律。

○警報

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本指針の定めるところにより国の対策本部長が発する警報。

○ゲリラ

戦線を作らず、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等によって戦争を行う非正規軍の要員で構成される小規模な集団。

○県国民保護計画

愛知県国民保護計画の略。

基本指針に基づき愛知県知事が作成する。

○県対策本部

愛知県国民保護対策本部の略。

愛知県及び愛知県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する愛知県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる。

○県対策本部長

愛知県国民保護対策本部長の略。

愛知県知事をもって充てる。

こ ○広域避難

都道府県又は市町村の区域を越えた避難。

○国際人道法

国際的または国内的武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために適用されるべき国際法規の総称。（ジュネーブ諸条約等）

○国民保護業務計画

指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。

○国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議する。

○国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて、武力攻撃から国

民の生命、身体及び財産を保護する、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

○国民保護等派遣

防衛大臣が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、事態対策本部長（内閣総理大臣）から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。

○国民保護法

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略。

平成 16 年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行され、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めた法律。

さ 行

さ ○災害時優先電話

災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話。

○災害時要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に災害時に配慮を要する者をいう。

○災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律。

○サリン

神経中毒剤の一つ。無色・無臭の液体。生体に吸収されると神経麻痺を起こし、嘔吐・けいれんなどの症状を示す。

し ○市国民保護協議会

瀬戸市国民保護協議会の略。

瀬戸市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、瀬戸市国民保護計画を作成（変更）するための諮問機関となる協議会。

○市国民保護計画

瀬戸市国民保護計画の略。

愛知県が作成する国民保護計画に基づいて、瀬戸市が作成する国民の保護に関する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、警報の伝達、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めたもの。計画の作成（変更）にあたっては、関係機関の代表者等で構成される市国民保護協議会に諮問するとともに、愛知県知事に協議する。

○自主防災組織

地域（自治会や町内会）単位で組織されるもので、「自分たちの街は、自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織。

○市対策本部

瀬戸市国民保護対策本部の略。

武力攻撃事態等において、国から愛知県を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受け設置する。瀬戸市内における国民保護措置を総合的に推進。

○指定行政機関

内閣府及び各省庁など国の中央機関で、政令で定められた次の機関をいう。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省。

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。(平成19年12月末日現在、160機関が指定されている。)

○指定地方行政機関

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

なお、本市を含む地域を管轄するなどの具体的な機関名は、次のとおり。

中部管区警察局、東海総合通信局、東海財務局、名古屋税関、東海北陸厚生局、愛知労働局、東海農政局、中部森林管理局(名古屋事務所)、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、中部地方整備局、中部運輸局、大阪航空局(中部空港事務所)、東京航空交通管制部、東京管区气象台(名古屋地方气象台)、第四管区海上保安本部、中部地方環境事務所、近畿中部防衛局(東海防衛支局)。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

なお、愛知県においては以下のとおり指定している。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

名古屋港管理組合、犬山瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、伊勢湾フェリー株式会社、名鉄海上観光船株式会社、株式会社クリスタル観光バス、知多乗合株式会社、株式会社帝産観光バス名古屋、東急鯨バス株式会社、東濃鉄道株式会社、豊鉄観光株式会社、名古屋観光日急株式会社、名鉄西部観光バス株式会社、名鉄東部観光バス株式会社、名鉄バス株式会社、愛知環状鉄道株式会社、衣浦臨海鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社、名古屋臨海鉄道株式会社、愛知陸運株式会社、秋田運輸株式会社、株式会社伊藤陸運、岡崎通運株式会社、岡通運輸株式会社、カリツー株式会社、サーラ物流株式会社、第一貨物株式会社、大宝運輸株式会社、高末急送株式会社、中京陸運株式会社、中部運輸株式会社、司企業株式会社、トナミ運輸株式会社、トランコム株式会社、名古屋東部陸運株式会社、名正運輸株式会社、名鉄

運輸株式会社、名阪急配株式会社、株式会社ユーネットランス、愛知国際放送株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社ZIP-FM、テレビ愛知株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、社団法人愛知県医師会、社団法人愛知県看護協会、社団法人愛知県歯科医師会、社団法人愛知県病院協会、社団法人愛知県薬剤師会、社団法人愛知県エルピーガス協会、社団法人愛知県バス協会及び社団法人愛知県トラック協会。

○社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づき、地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。

○收容施設

被災者や避難住民を受け入れるための施設。(応急仮設住宅を含む)

○消防警戒区域

火災(水災を除く災害含む)が発生した際、消防活動を円滑に行うための区域。

○除染

人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

せ ○生活関連等施設

国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で、政令で定めるもの。

○生活関連物資等

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。

○生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。

○生物兵器

細菌・ウイルス・菌、またはそれらが生成する毒素を利用した人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称。

そ ○相互応援協定

災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定。

た 行

た ○ダーティボム

核兵器または放射能兵器の一種で、放射性物質(主としてプルトニウムなど)を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死または悪影響を与える爆弾。

○大規模集客施設

デパート、劇場など多数の客が集まる規模の大きな施設。

○退避の指示

武力攻撃に伴う目前の危機を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情

に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるもの。

○対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。

○対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律に基づいて実施する措置。

○炭疽菌

バチルス科バチルス属の細菌。炭疽菌の病原菌。

○弾道ミサイル

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル。

ち ○治安出動

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。

て ○天然痘

痘瘡。法定伝染病の一つ。伝染力がきわめて強く、死亡率も高い。1980年、WHOにより絶滅宣言が出された。

と ○特殊部隊

強靱な肉体と精神力を持ち、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して困難な任務を遂行する組織。

○特定物資

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定めるもの）であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

○トリアージ

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大の効果を得るため、傷病者の緊急度や重傷度によって治療の優先度をつけること。

は 行

ひ ○非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成される連絡会。

○非常通信体制

災害発生時などの非常時において通信を確保する体制。

○避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

○避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域。（住民の避難の経路となる地域を含む）

○避難施設

知事が指定する、住民を避難させ、または避難住民等の救援を行う施設。

○避難実施要領

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの。

○避難住民

避難を行った者又は避難の途中にある者。(住民以外の滞在者を含む)

○避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害による被災者。

○避難措置の指示

国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。

○避難の指示

避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。

○避難誘導

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。

ふ ○輻輳

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。

○武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃。

○武力攻撃災害

武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

○武力攻撃原子力災害

武力に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬にしようする容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

○武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置。

○武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。

・武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

・武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

ほ ○防衛出動

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。

○防護服

放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険物質を扱う場合や、消火活動を行う際に作業者を保護するための装備。

○防災行政無線

県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム。

○保管命令

救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令。(隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止)

ま 行

み ○民生委員

民生委員法により、知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。主に社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う。

や 行

よ ○要避難地域

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。

ら 行

ら ○ライフライン

都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送など。

り ○利用指針

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する方針。(特定の者の優先的な利用の確保)

わ 行

わ ○ワクチン

生物が本来持っている体の仕組みを利用して、あらかじめさまざまな感染症に対する「免疫力」あるいは「免疫記憶」を作らせておく生物製剤のこと。

瀬戸市国民保護対策本部及び瀬戸市緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月28日〕
〔条例第26条〕

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸市国民保護対策本部及び瀬戸市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 瀬戸市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、瀬戸市国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 本部の副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部の本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置く。
- 5 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、本部の会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるときは、部に属する本部員又は本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地対策本部)

第5条 本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置く。

- 2 現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。
- 4 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、瀬戸市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸市国民保護協議会条例

〔平成18年3月28日〕
〔 条 例 第 2 7 条 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、瀬戸市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市国民保護協議会条例（平成18年瀬戸市条例第27号）第6条の規定に基づき、瀬戸市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第3条 やむをえない理由により協議会に出席できない委員は、代理者を出席させることができる。

2 前項による場合について、委員は、委員と同一の機関に属する者で代理者を指名する。

3 代理者は、委員の職務を代理する。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動等があったときは、その後任者等は、直ちに異動等に係る委員の職名、氏名及び異動等年月日を会長に報告しなければならない。

(専決処分)

第5条 会長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第5条に規定する国民の保護に関する計画等の軽微な変更について、専決処分することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を瀬戸市市長直轄組織危機管理課に置く。

2 事務局に局長及び書記を置く。

3 局長及び書記は、瀬戸市職員のうちから市長が指名する。

(会議の記録)

第7条 事務局長は、議事録を作成し保管する。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の名称、日時及び場所

(2) 出席委員（代理者を含む）、欠席委員及びその他の状況

(4) 審議案件等の概要及び結果

(5) 主な発言内容

(6) その他参考事項

3 議事録の保存年限は、5年とする。

(部会)

第8条 部会長は、部会において調査審議した結果を、会長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(会議の傍聴)

第9条 協議会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める瀬戸市国民保護協議会傍聴要綱によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

資料 4

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸市国民保護協議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市附属機関等の設置及び運営に関する指針第7に基づき、国民保護協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

- 2 報道関係者席には、報道関係者が報道のために会議を傍聴しようとする場合に、あらかじめ議長に申し出て、その許可を得た者でなければ入ることができない。報道のために映像の撮影、音声等の録音をしようとする場合についても、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みは、住所及び氏名を記入した傍聴申込書を議長に提出して行わなければならない。
- 3 前項の傍聴の申込みの受付は、当該会議の開始予定時刻の30分前から開始し、開始予定時刻の10分前に締め切る。ただし、傍聴を希望する者が傍聴の定員となったときは、その時点で傍聴の申込みを締め切るものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴整理券)

第5条 傍聴を認めた者に対しては、傍聴整理券を交付する。

- 2 傍聴人は、傍聴席に入るとき又は係員に提示を求められた場合は、傍聴整理券を提示しなければならない。
- 3 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴整理券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器、棒、その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、傘の類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機、撮影機、パーソナルコンピュータの類を携帯している者（あらかじめ議長の許可を得た報道関係者を除く。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。

資料5

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (3) 写真、映像、音声等を撮影又は録音しないこと。(あらかじめ議長の許可を得た報道関係者を除く。)
- (4) 静粛にすること。
- (5) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (6) 帽子、えり巻、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) みだりに席を離れないこと。
- (9) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

瀬戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

〔平成19年12月20日〕
告示第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、瀬戸市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表に定める腕章、帽章、旗及び車両章をいう。
2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、国民保護法の定めるところによる。

(交付の対象者)

第3条 国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、市長が交付する特殊標章の交付の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(腕章及び帽章の交付)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付することができる。

2 市長は、前条各号に掲げる者（前項に規定するものを除く。）のうち、武力攻撃事態等において市長が必要と認める者に対し、腕章等を交付するものとする。この場合において、前条第3号及び第4号に掲げる者は、特殊標章等に係る交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(身分証明書の交付及び携帯)

第5条 市長は、腕章等を交付した者に対して身分証明書（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項に規定する身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、第4条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以

資料 6

下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)を併せて交付することができる。

(台帳への登録)

第7条 市長は、第3条各号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をしたときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第3号様式)に登録するものとする。

(訓練等における使用)

第8条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練又は啓発を行う場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができる。

(特殊標章の特例交付)

第9条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第3号及び第4号に掲げる者からの申請を待たずとまがないと認める場合は、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

(特殊標章の再交付)

第10条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第4号様式)により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を市長に返納しなければならない。

3 紛失により特殊標章の再交付を受けた者は、紛失した特殊標章を発見した場合には、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第11条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失若しくは使用に堪えない程度に汚損若しくは破損又は身分証明書の記載事項に異動があった場合には、身分証明書再交付申請書(第5号様式)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、既に交付を受けた身分証明書を前項の申請書に添付しなければならない。

3 紛失により身分証明書の再交付を受けた者は、紛失した身分証明書を発見した場合には、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(身分証明書の有効期間及び更新)

第12条 市長は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、身分証明書に有効期間を設けるものとする。

2 身分証明書の有効期間が満了するときは、市長は、第5条第1項及び第7条の規定に準じて更新手続きを行うものとする。この場合において、第3条第3号及び第4号に掲げる者は、交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により身分証明書の交付を受ける者は、既に交付を受けた身分証明書を市長に遅滞なく返納しなければならない。

(管理等)

第13条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付して管理し、及び保管しなければならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該交付を受けた特殊標章等を適正に管理し、及び保管しなければならない。

(返納)

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他の事由が生じたときは、当該交付を受けた特殊標章等を返納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特殊標章等の交付を受けた者は、市長が返納を命じたときは、当該特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該交付を受けた特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第16条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該特殊標章等を交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

(庶務)

第18条 瀬戸市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、市長直轄組織危機管理課が行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

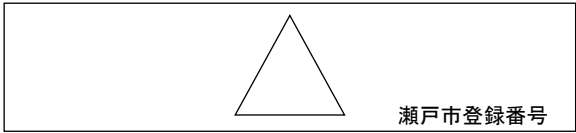
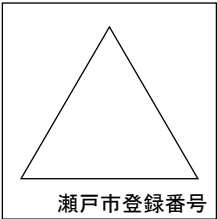
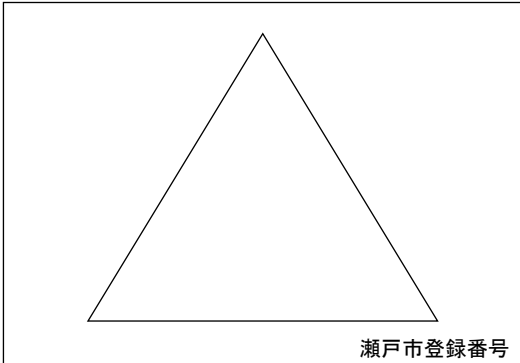
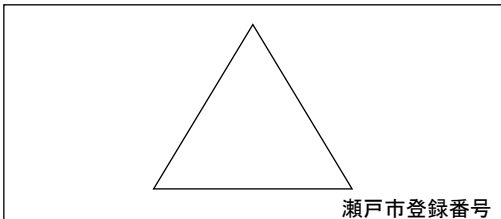
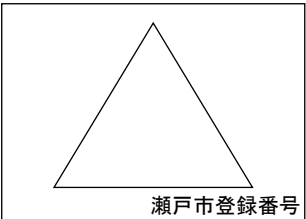
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

資料6

別表（第2条関係）

区分	表示形状		制式
	位置		
腕章	左腕に表示	 <p>瀬戸市登録番号</p> <p>縦 10cm、横 45cm</p>	<p>1 オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>2 三角形の一角が垂直に上を向いている。</p> <p>3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>4 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：瀬戸市1)</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	 <p>瀬戸市登録番号</p> <p>縦 6cm、横 6cm</p>	
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示	 <p>瀬戸市登録番号</p> <p>縦 70cm、横 100cm</p>	
	船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示	 <p>瀬戸市登録番号</p> <p>縦 22cm、横 52cm</p>	
	航空機の両側面に表示	 <p>瀬戸市登録番号</p> <p>縦 21cm、横 30cm</p>	

第1号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

瀬戸市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

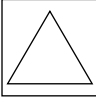
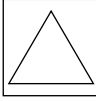
氏名：（漢字）	生年月日（西暦）
（ローマ字）	年 月 日
申請者の連絡先 住 所：	写 真 【注意】 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦40mm×横30mm 5. 写真は2枚用意し、裏面に氏名を記入 6. 写真の1枚はこの位置に貼付し、もう1枚は身分証明書用として提出
電話番号：	
E-mail：	
識別のための情報	
身 長： cm	眼の色：
頭髪の色：	血液型： (Rh因子
特殊標章を使用する場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する数等 (特殊標章の交付の場合に記載する。)	
【概要】	
.....	
【使用する数】	
腕章×....., 帽章×....., 旗(施設・船舶用)×....., 車両章(車両用)×....., 車両章(航空機用)×.....	
※（許可権者使用欄）	
資 格：	
証明書番号：	交付等の年月日：
有効期間の満了日：	返納日：

- 備考 1 写真は2枚（上記申請貼付用写真1枚，身分証明書用写真1枚）必要とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

資料 6

第 2 号様式 (第 5 条関係)

(表面)

	<p>瀬戸市長 Mayor of Seto</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>		

(裏面)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型 (Rh 因子)	その他の特徴等	特殊標章の使用	返納日	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
瀬戸市長 殿	
申請者 住所	
氏名 ㊟	
電話	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

第 5 号様式 (第 1 1 条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
瀬戸市長 殿	
申請者	
住所 _____	
氏名 _____ (印)	
電話 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 理由には、紛失、汚損若しくは破損又は記載事項の変更等を記入する。
 - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 この申請書には、次の注意事項による身分証明書用写真 1 枚を添付すること。
 - (1) 申請者本人のみ
 - (2) 6ヶ月以内に撮影
 - (3) 正面、無帽、無背景
 - (4) 縦 40 mm × 横 30 mm
 - (5) 裏面に氏名を記入

瀬戸市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

〔平成19年12月20日〕
消防本部告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、瀬戸市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表に定める腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、国民保護法の定めるところによる。

(交付の対象者)

第3条 国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、消防長が交付する特殊標章の交付の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国民保護措置に係る職務を行う消防長所轄の消防職員
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(腕章及び帽章の交付)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付することができる。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において消防長が必要と認めるときは、腕章等を交付するものとする。この場合、原則として特殊標章等に係る交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

(身分証明書の交付及び携帯)

第5条 消防長は、腕章等を交付した者に対して身分証明書（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項に規定する身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、第4条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」

という。)を併せて交付することができる。

(台帳への登録)

第7条 消防長は、第3条各号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をしたときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(第3号様式)に登録するものとする。

(訓練等における使用)

第8条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練又は啓発を行う場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 消防長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができる。

(特殊標章の特例交付)

第9条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第2号及び第3号に掲げる者からの申請を待ついとまがないと認める場合は、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

(特殊標章の再交付)

第10条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(第4号様式)により速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を消防長に返納しなければならない。

3 紛失により特殊標章の再交付を受けた者は、紛失した特殊標章を発見した場合には、速やかにこれを消防長に返納しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第11条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失若しくは使用に堪えない程度に汚損若しくは破損又は身分証明書の記載事項に異動があった場合には、身分証明書再交付申請書(第5号様式)により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、既に交付を受けた身分証明書を前項の申請書に添付しなければならない。

3 紛失により身分証明書の再交付を受けた者は、紛失した身分証明書を発見した場合には、速やかにこれを消防長に返納しなければならない。

(身分証明書の有効期間及び更新)

第12条 消防長は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、身分証明書に有効期間を設けるものとする。

2 身分証明書の有効期間が満了するときは、消防長は、第5条第1項及び第7条の規定に準じて更新手続きを行うものとする。この場合において、第3条第2号及び第3号に掲げる者は、交付申請書を消防長に提出しなければならない。

3 前項の規定により身分証明書の交付を受ける者は、既に交付を受けた身分証明書を消防長に遅滞なく返納しなければならない。

資料 7

(管理等)

第 13 条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付して管理し、及び保管しなければならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該交付を受けた特殊標章等を適正に管理し、及び保管しなければならない。

(返納)

第 14 条 特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他の事由が生じたときは、当該交付を受けた特殊標章等を返納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特殊標章等の交付を受けた者は、消防長が返納を命じたときは、当該特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第 15 条 特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該交付を受けた特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 16 条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該特殊標章等を交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

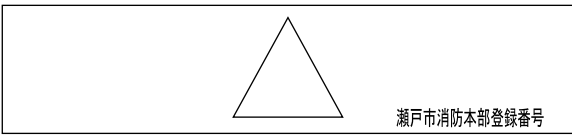
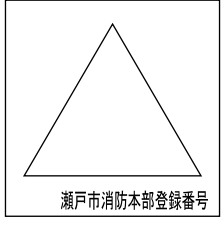
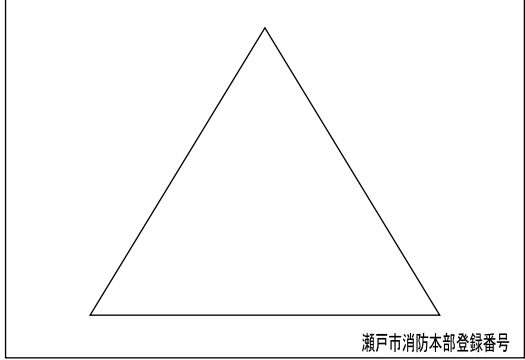
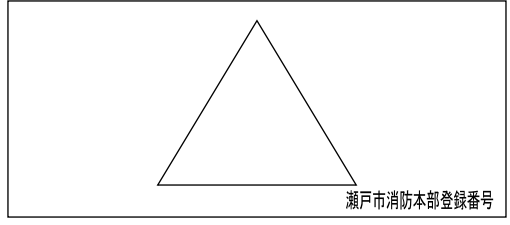
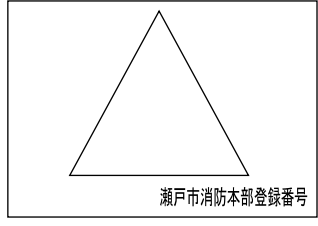
(庶務)

第 18 条 瀬戸市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、消防本部消防課が行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表 示 形 状		制 式
	位 置		
腕章	左腕に表示	 <p>瀬戸市消防本部登録番号</p> <p>縦 10cm、横 45cm</p>	<p>1 オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>2 三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>4 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：瀬戸市消防本部1)</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	 <p>瀬戸市消防本部登録番号</p> <p>縦 6cm、横 6cm</p>	
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示	 <p>瀬戸市消防本部登録番号</p> <p>縦 70cm、横 100cm</p>	
	船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示	 <p>瀬戸市消防本部登録番号</p> <p>縦 22cm、横 52cm</p>	
	航空機の両側面に表示	 <p>瀬戸市消防本部登録番号</p> <p>縦 21cm、横 30cm</p>	

資料 7

第 1 号様式 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

瀬戸市消防長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字)	生年月日 (西暦)
(ローマ字)	年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒	写 真 【注意】 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦 40mm×横 30mm 5. 写真は 2 枚用意し、裏面に氏名を記入 6. 写真の 1 枚はこの位置に貼付し、もう 1 枚は身分証明書用として提出
電話番号：	
E-mail：	
識別のための情報	
身長： cm	眼の色：
頭髪の色：	血液型： (Rh 因子

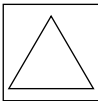
特殊標章を使用する場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する数等 (特殊標章の交付の場合に記載する。)
【概要】
【使用する数】 腕章×....., 帽章×....., 旗(施設・船舶用)×....., 車両章(車両用)×....., 車両章(航空機用)×.....

※ (許可権者使用欄)
資 格：
証明書番号： 交付等の年月日：
有効期間の満了日： 返納日：

- 備考 1 写真は 2 枚 (上記申請貼付用写真 1 枚, 身分証明書用写真 1 枚) 必要とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

(表面)

	瀬戸市消防長 fire chief of Seto	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol 1) in his capacity as</p>		
.....		
.....		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

(裏面)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder
.....	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型 (Rh 因子)	その他の特徴等	特殊標章の使用	返納日	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

第 4 号様式 (第 10 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
瀬戸市消防長 殿	
申請者	
住所 _____	
氏名 _____ (印)	
電話 _____	
<p>1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失 (破損等) 年月日</p> <p>3 紛失の状況 (破損等の理由)</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
瀬戸市消防長 殿	
申請者 住所 _____	
氏名 _____ (印)	
電話 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 理由には、紛失、汚損若しくは破損又は記載事項の変更等を記入する。
 - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 この申請書には、次の注意事項による身分証明書用写真 1 枚を添付すること。
 - (1) 申請者本人のみ
 - (2) 6ヶ月以内に撮影
 - (3) 正面、無帽、無背景
 - (4) 縦 40 mm × 横 30 mm
 - (5) 裏面に氏名を記入

瀬戸市国民保護協議会委員名簿

	職 名	備 考
会 長	瀬 戸 市 長	
委 員	陸上自衛隊 第 35 普通科連隊重迫撃砲中隊長	第 2 号委員
委 員	愛 知 県 瀬 戸 警 察 署 長	第 3 号委員
委 員	愛 知 県 瀬 戸 保 健 所 長	〃
委 員	愛 知 県 尾 張 県 民 事 務 所 長	〃
委 員	愛 知 県 尾 張 建 設 事 務 所 長	〃
委 員	瀬 戸 市 副 市 長	第 4 号委員
委 員	瀬 戸 市 教 育 委 員 会 教 育 長	第 5 号委員
委 員	瀬 戸 市 消 防 長	〃
委 員	瀬 戸 市 行 政 管 理 部 長	第 6 号委員
委 員	日 本 郵 便 (株) 瀬 戸 郵 便 局 長	第 7 号委員
委 員	(株)NTTフイールド TM 東海支店名古屋営業所名古屋東フイールド TM サービスセンタ TM 長	〃
委 員	中 部 電 力 (株) 旭 名 東 営 業 所 長	〃
委 員	東 邦 ガ ス (株) 瀬 戸 営 業 所 長	〃
委 員	(一社)愛知県LPガス協会瀬戸旭分会長	〃
委 員	愛知県トラック協会尾東支部瀬戸旭・守山部会長	〃
委 員	瀬 戸 市 消 防 団 長	第 8 号委員
委 員	公 立 陶 生 病 院 長	〃
委 員	(一社)瀬戸旭医師副会長	〃
委 員	瀬 戸 歯 科 医 師 会 長	〃
委 員	瀬 戸 旭 長 久 手 薬 剤 師 会 長	〃
委 員	瀬 戸 市 自 治 連 合 会 長	〃
委 員	瀬 戸 市 自 治 連 合 会 防 火 防 災 部 会 長	〃
委 員	瀬 戸 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	〃
委 員	瀬 戸 市 婦 人 消 防 隊 連 絡 協 議 会 長	〃
委 員	日 本 赤 十 字 社 瀬 戸 市 地 区 奉 仕 団 副 委 員 長	〃
委 員	災 害 救 援 ボ ラ ン テ ィ ア セ と 代 表	〃

委員 26名

瀬戸市国民保護計画

平成19年 3月 1日作成

平成20年 1月10日一部変更

平成21年12月 1日一部変更

平成27年 8月18日一部変更

令和 2年 2月 4日一部変更

編集発行：瀬戸市

事務局：瀬戸市長直轄組織危機管理課

〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

TEL (0561)88-2600

FAX (0561)21-6607

E-mail kikikanri@city.seto.lg.jp

URL <http://www.city.seto.aichi.jp/>